2006年の海上の労働に関する条約について

平成25年8月23日 海事局船員政策課



「2006年の海上の労働に関する条約」について

ILO(国際労働機関)がこれまでに制定した商船関係の条約等を整理・統合するとともに、 船員の労働条件を改善 ※ ILO(本部ジュネーブ・加盟国185か国)



あわせて、IMO(国際海事機関)関連条約の分野では既に世界的に導入・実 施されている「旗国検査」及び「寄港国検査(ポートステートコントロール)」の システムを新たに導入

船員の労働条件に関するグローバルスタンダードとしての 「2006年の海上の労働に関する条約」(2006年2月23日採択)





IMOのSOLAS / MARPOL / STCW条約に続く「海事関連国際条約の第4の柱」としての位置づけ

SOLAS (The International Convention for the Safety of Life at Sea)

「海上における人命の安全のための国際条約」

○航海の安全を図るため、船舶の構造、設備、救命設備、貨物の積み付け等に関する技術基準を定める

IMO

MARPOL (International Convention for the Prevention of Pollution from Ships)

「船舶による汚染の防止のための国際条約」

○海洋汚染の防止を目的に、船舶の構造や汚染防止設備等に関する技術基準を定める

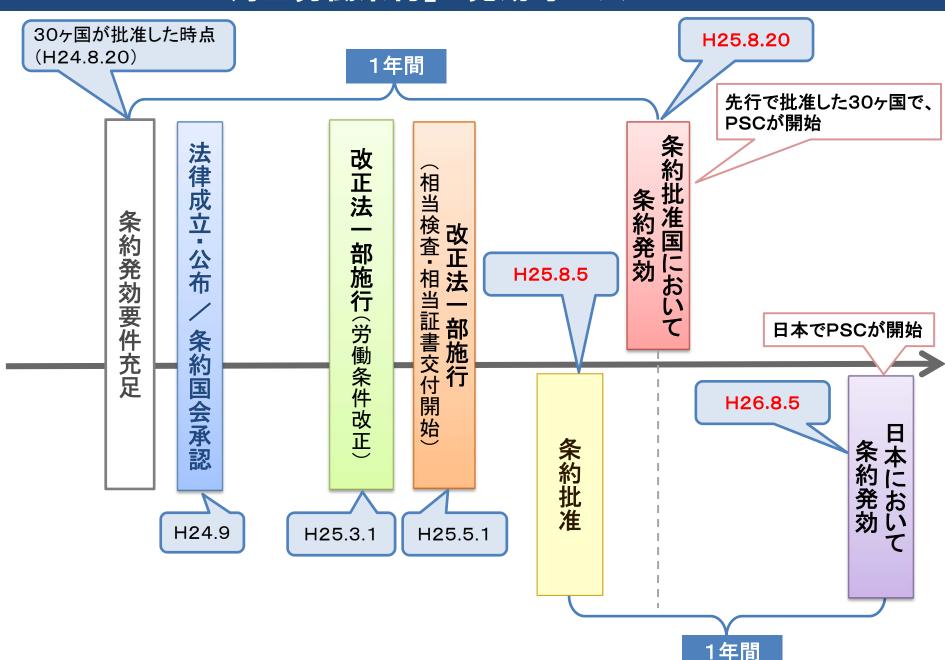
STCW (International Convention on Standards of Training, Certificate and Watch-keeping for Seafarers) 「船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」

○船員の訓練要件、資格証明、当直などに関する国際的な統一基準を定める

ILO

MLC (Maritime Labour Convention) 「海上の労働に関する条約」

「海上労働条約」の発効等スケジュール



「海上労働条約」批准状況·発効時期

批准国(2013年8月20日現在)	批准登録日	船腹量(%)
リベリア	2006年 6月 7日	11.14
マーシャル諸島	2007年 9月25日	6.47
バハマ	2008年 2月11日	5.26
パナマ	2009年 2月 6日	21.01
ノルウェー	2009年 2月10日	1.73
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2010年 1月18日	<u> </u>
スペイン	2019年 2月 4日	0.32
クロアチア	2010年 2月12日	0.16
ブルガリア	2010年 4月12日	0.04
カナダ	2010年 6月15日	0.32
セントビンセント・グレナディーン	2010年11月 9日	0.49
スイス	2011年 2月21日	0.07
ベナン共和国	2011年 6月13日	0.00
シンガポール	2011年 6月15日	4.68
デンマーク	2011年 6月23日	1.28
アンティグア・バーブーダ	2011年 8月11日	1.12
ラトビア	2011年 8月12日	0.03
ルクセンブルク	2011年 9月20日	0.11
キリバス	2011年10月24日	0.06
オランダ	2011年12月13日	0.70
オーストラリア	2011年12月21日	0.18
ツバル	2012年 2月16日	0.08
セントクリストファー・ネーヴィス	2012年 2月21日	0.10
トーゴ共和国	2012年 3月14日	0.03
ポーランド	2012年 5月 3日	0.02
パラオ	2012年 5月29日	
スウェーデン	2012年 6月12日	0.37
トプロス	2012年 7月20日	2.16
ロシア	2012年 8月20日	0.80
フィリピン	2012年8月20日	0.55
モロッコ	2012年9月10日	0.04
ギリシャ	2013年1月4日	4.26
フィンランド	2013年1月9日	0.15
マルタ	2013年1月22日	4.04
フランス	2013年2月28日	0.78
セルビア	2013年3月15日	
ベトナム	2013年5月8日	0.39
ナイジェリア	2013年6月18日	_
バルバドス	2013年6月20日	-
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2013年6月20日	-
日本	2013年8月5日	1.76
英国	2013年8月7日	2.94
ドイツ	2013年8月16日	1.60
ガーナ	2013年8月16日	_
リトアニア	2013年8月20日	<u> </u>
ベルギー	2013年8月20日	0.45
		76.2%
(合計) 45か国		70.270

条約の発効要件

33%以上の商船船腹量 を有する30ヶ国以上 が批准してから 1年後に発効

船腹量 (33%以上)

2009年 2月 6日 パナマの批准により 充足済み

加盟国数 (30ヶ国以上)

2012年 8月 20日 フィリピンの批准により 充足済み (発効要件充足)



<u>1年後</u>

条約は、 <u>2013年8月20日</u> に**発効**

加えて、3か国(ガボン、レバノン、 フィジー)がILOにおいて批准手続 中

●船員法の一部を改正する法律(平成24年法律第87号)概要

公布: 平成24年9月12日

「2006年の海上の労働に関する条約」の締結に伴い、船員の労働条件を改善するとともに、国際航海に従事する日本船舶及び我が国に寄港する外国船舶に対する船員の労働条件についての検査に関する制度を創設する。

海上労働条約の概要

- ◆ これまでにILOにおいて定められた関連する条約等を整理・統合し、<u>グローバルスタン</u> <u>ダードとして、船員の労働条件を改善</u>する
- ◆ 条約の実効性を与えるために<u>旗国による検査</u>及びポートステートコントロールを導入 することを目的として、平成18年2月採択。

改正船員法の概要

【船員の労働条件の改善】

H25.3.1に施行済み

- ✓ 雇入契約の締結に先立つ書面による労働条件の説明義務・契約成立時の書面の交付義務
- ✓ 船内苦情処理手続の整備・当該手続を利用した船員に対する不利益取扱の禁止 等 に関する法律改正を行うほか、船員の居住設備要件の改善等に係る制度改正を行う。

【旗国による検査】(法定検査)

日本で条約が発効する日(H26.8.5) (相当検査を平成25年5月1日より開始)

- ▶ 一定の日本籍外航船に対し、条約の要件適合性を確認するための、国等による 検査の受検義務
- ▶ 検査に合格した船舶に、<u>海上労働証書</u>を交付し、船内備置を義務付け

【ポートステートコントロール(PSC)】

日本で条約が発効する日(H26.8.5)

- 条約の締約国・非締約国の別を問わず、日本の港に寄港する外国籍船全でに対し、 条約の要件適合性を確認するための検査を実施
- ▶ 検査の結果要件不適合が判明した際には、軽微な場合は是正指導、重大な違反の場合は船舶の出港差止め等の強制措置を実施

条約の発効等

【条約の発効要件】33%以上の商船船腹量を有する30ヶ国以上の批准後1年で発効

現在、商船船腹量= 69%(充足済)

批准国数 = 39ヶ国(充足済)

30ヶ国において、

平成25年8月20日に条約発効済

我が国は平成25年8月5日に批准。平成26年8月5日に条約発効予定。

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成25年8月6日 海事局船員政策課

我が国による「二千六年の海上の労働に関する条約」の批准について

1. 8月5日(月) (現地時間同日)、日本政府は、スイスのジュネーブにおいて、「二千 六年の海上の労働に関する条約」の批准書を国際労働機関(ILO)事務局長に寄託しま した。

この条約は、船員の労働に関する各分野(賃金及び年齢等に関する最低条件、雇用、船内設備、健康、医療、厚生、社会保障等)の既存の国際労働基準を整理し、明確化するとともに、その実効性を高めるために寄港国による検査(ポートステートコントロール)等の措置について定めたものです。

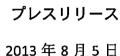
- 2. 主要海運国の一つである我が国がこの条約を批准することは、国際海運分野における平 等な競争条件を確保しつつ、船員の労働環境の改善に資するとの見地から有意義なもので あり、一定の労働環境を保障しつつ、効率的な運航を行う我が国の海運業界にとって、一 層の競争力強化、船員の労働環境の向上につながることが期待されます。
- 3. この条約の発効要件は既に満たされており、本年8月20日に効力が発生します。我が国については、批准を登録した本年8月5日から12か月が経過する2014年8月5日に発効します。
- 4. 我が国で条約が発効すると、一定の日本籍外航船に対し、条約要件への適合性を確認するための法定検査の受検及びそれを証するための海上労働証書の船内備置が義務づけられます。また、日本に寄港する外国籍船に対するポートステートコントロールも開始されることになります。なお、我が国において条約の効力が生じるまでの期間については、条約に基づく検査に相当する検査(相当検査)を行い、相当証書の交付を行うことにより、既に条約が発効している外国の港におけるポートステートコントロールに対応することにしています。

【問い合わせ先】

国土交通省海事局船員政策課 田中、瀬田

電話:03-5253-8111(内線:45-102,123)

03-5253-8647 (直通) 03-5253-1643 (FAX)





日本が [LO 海上労働条約(2006年)を批准

日本は、ILO 加盟国中40番目、アジア太平洋地域では10番目の批准国に。

ジュネーブ (ILO ニュース) — 日本政府は、8月5日、海上労働条約 (2006 年) の批准を国際労働機関 (ILO) の事務局に登録した。

日本の批准によって、世界の船舶総トン数の 70.7%及び 120 万人と推定される世界の船員の 50%以上を代表する ILO 加盟国が、来る 8 月 20 日に発効する海上労働条約のディーセント・ワーク基準の達成に取り組むこととなる。

日本は、ILO 加盟国の中で 40 番目、アジア太平洋地域ではシンガポール、オーストラリア、フィジー、キリバス、マーシャル諸島、パラオ、フィリピン、ツバル及びベトナムに続いて 10 番目にこの国際条約を批准した国となる。

新条約は、船員の訓練及び資格証明、船舶の安全及び保障、並びに船舶による汚染防止に関する国際基準を規定した国際海事機関(IMO)の主要条約を補完する国際法的枠組みの「第四の柱」となる。海上労働条約(2006年)が2013年8月20日に発効すると、船員にディーセントな労働・居住条件を確保することが、質の高い船主であることの主要な指標の一つとなる。

日本は、2006年2月の海上労働条約採択につながった6年近くに及ぶ集中的な政労 使三者会合において、重要な指導力を発揮した。日本は世界第二の船主国であり、登録 トン数では上位10に入る旗国である。

日本はまた、寄港する外国籍船に対し条約要件の遵守状況を監督するポート・ステート・コントロールの点においても重要国であり、アジア太平洋地域にある 18 の海事機関を統括する最も活発な地域のポート・ステート・コントロールに関する東京覚書の事務局をホストしている。

批准書の寄託にあたり、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部の平嶋壮州参事官は、次のように述べた。「日本政府を代表して、2006 年海上労働条約の批准書を提出します。日本は、条約批准国の一員として、その義務を誠実に遂行する決意を表明します。日本の批准は、国際海運市場において一定の水準を維持しながら、船員の労働環境を改善する同条約の大義を進展させる上で、重要な一歩となるものと信じます。日本は、海上労働条約の策定プロセスにおいて副議長国として主要な役割を果たして来ました。そして、同条約の効力を最大化し、より高水準の批准を達成するために、各加盟国の全ての利害関係者から寄せられた意見を注意深く考慮し、条約の討議に積極的に参加してきました。日本は、世界の主要海運国の一つとして、海上労働条約の目的が広範な批准によってやがて実現されることを祈念し、また、海運業の発展のために寄与し続けるでしょう。」

日本による 2006 年海上労働条約の批准書を受理するに当たり、クレオパトラ・ドゥンビア=ヘンリーILO 国際労働基準局長は次のように述べた。「2006 年海上労働条約が発効する約 2 週間前に日本のような重要な海運国が当条約を批准することは、世界の海運業における主要なプレーヤーが、海上労働における雇用に関する新たな規制枠組みを支持する準備ができていることを明確に示すものです。日本は、島国として、また、アジアの最たる先進工業国として、海洋貿易すなわち信頼できる効率的な船舶輸送に依存しているのです。」

「日本は、2006 年海上労働条約を批准することにより、日本の海運業の競争力を促進し、その優越性を維持する上で、この新たな世界基準が果たす決定的な役割を認識しているのです。」「最終的にこの新条約の採択に至る長期間の準備作業に積極的かつ建設的に関与してくださった日本政府に対し、感謝の念を表明します。さらに、日本の批准がアジア太平洋地域における他の重要旗国の条約批准への道を拓くことになる、と固く信じています。」

2006 年海上労働条約は、条約発効の二要件の一つである 30 ヵ国目の批准から 1 年後の 2013 年 8 月 20 日に発効する。(批准国が世界の総船腹量の 33%を代表するというもう一つの発効要件は 2009 年に達成されている。) 2012 年 8 月 20 日以降の批准国については、批准から 12 ヵ月後に発効する。

詳細は、以下の海上労働条約サイト(英語)をご参照ください。 http://www.ilo.org/mlc